

○平成30・31年度／変更届の手引き

■ 1 受付期間

届出内容の入力期間

平成30年4月2日(月)～令和2年3月31日(火)(土・日曜日、祝日は除く)

■ 2 別送書類

別送書類は原則として不要です。ただし、次の3における臨時審査が実施される場合には、関係団体から別送書類の提出を求められることがあります。

■ 3 届出内容が有効となる時期

原則として、システムが受け付けた日に有効となります。(即日反映)

ただし、変更内容に疑義が生じた場合等には、後日、関係する団体による臨時審査が実施されることがあります(臨時審査の方法等については、関係団体の指示に従ってください。)

■ 4 届出できる団体

平成30・31年度入札参加資格の認定を受けている団体

(本システムによる他の申請・届出が手続き中のときは、それらの手続きが完了(※)するまでは届出できません。)

■ 5 申請者の要件

次の要件を満たしていることが必要です。

(1)新規申請時に必要としている要件

(2)本システムにより平成30・31年度入札参加資格申請手続きが完了(※)し、当該申請にかかる本店IDを取得済みであること。

■ 6 変更届の手順

1 変更届データの入力・送信

承認時に交付された本店ID・パスワードでログインし、「変更届」から入力・送信してください(システムの操作方法については、「[操作マニュアル](#)」をご確認ください。)



2 届出内容の確認等

(1)審査状況等の確認

本店ID・パスワードでシステムにログインし、メニューの「申請・審査状況確認」の「申請内容表示」により内容が確認できます(システムの操作方法については、「[操作マニュアル](#)」をご確認ください。)

(2)変更内容の臨時審査

関係団体による臨時審査が実施される場合には、改めて別送書類の提出等が求められる場合があります。

■ 7 補足

※手続き完了とは、すべての申請先団体が認定(または不認定)し、資格有効(変更)日を迎えた時点をいいます。